緊急介護１１９番契約書

会員（及び利用者）と特定非営利活動法人Ｆｏｒｓｍｉｌｅ（以下，「NPO」という。）とは，以下のとおり準委任契約を締結する。

第1条　（用語の定義）

利用者　　本サービスの提供を受ける者（要支援，要介護者）をいう。

会員　　利用者の親族，後見人その他利用者と一定の関係にある者であって，本サービスの登録を申し込み，NPOから承諾を受けたものをいう。

本サービス　以下の①ないし④の役務をいう。

① 専用電話番号における緊急対応をおこなう（当該電話において利用者の状態を聴き取り，事前登録された利用者に関する情報を確認し，②以下の役務を提供する）。

② 医師の判断が必要であるとNPOが判断した場合には，消防署に対し，利用者を医療機関へ救急搬送するよう依頼する。

③ 会員が介護保険施設，有料老人ホームその他の施設（以下，「施設等」という。）への入所支援を希望する場合において，NPOが受け容れ可能施設を探したうえで，当該施設に送迎する。

④ ②の場合において医療機関に救急搬送された後，帰宅する場合において，利用者を自宅に送迎する。

第2条　（役務）

(1) NPOは，会員に対し，第１条①ないし④の役務を提供する。

(2) NPOは善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供する。

第3条　（会費・出動費）

(1)　会員は，NPOに対し，会費及び本サービスの対価を支払うものとする。

(2)　会費は１年間３０００円とする。

(3)　第１条③④に対する対価（出動費）は，１回あたり５０００円とする。ただし，利用者の車椅子のサイズ等によりNPOの保有する車両で送迎できない場合においては，NPOは施設等から車両の貸与を受けて送迎するものとし，車両の貸与を受けた場合の実費は，会員及び利用者が施設等に対し直接連帯して負担するものとする。

第4条　（NPOによる情報の取扱い）

(1)　NPOは，本契約により知った会員又は利用者に係る個人情報（以下，「本個人情報」という。）を，本契約以外の目的で利用し，又は，第三者に開示してはならない。ただし，以下の場合は，この限りではない。

① 法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合

② 本サービスの履行に関し，医療機関又は施設等に，本個人情報を開示する場合

第5条（会員等による情報提供）

(1)　会員は，所定の登録申込書に必要事項を記入して，NPOに交付しなければならない。
(2)　会員及び利用者は，NPOが利用者のケアマネージャーから利用者の病歴等の介護に関する情報その他本サービスの提供に関し必要な情報の開示を受けることを承諾する。
(3)　会員および利用者は，利用者のケアマネージャーに対し，NPOへの情報提供を依頼しなければならない。

第6条　(NPOの責任)
(1)　NPOは，NPOの自動車の運行によって，利用者の生命又は身体を害したときは，これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし，NPO及びNPOの従業員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと，当該利用者又はNPOの係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは，この限りでない。
(2)　前項の場合において，NPOの利用者に対する責任は，利用者の乗車のときに始まり，下車をもって終わるものとする。
第7条　(NPOが責任を負わない場合)
(1)　NPOは，天災その他NPOの責に帰することができない事由により，輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは，これによって利用者が受けた損害を賠償する責任を負わない。
(2)　その病状，精神状態ないし行動態様から利用者の搬送が著しく困難であるとNPOが判断した場合その他利用者又は会員の側の事情により，又は，3条(2)項ただし書きの場合において，施設等から車両の貸与を受けられないことにより，本サービスの提供が不能又は著しく困難であった場合においては，NPOは責任を負わないものとする。
第8条　(会員及び利用者の責任)
(1)　会員及び利用者は本サービスの円滑な遂行のためにNPOに協力するものとする。
(2)　会員又は利用者が故意若しくは過失により又は法令若しくは契約を守らないことによりNPOに損害を与えたときは，その損害の賠償について会員及び利用者はNPOに対し連帯して責任を負う。

第9条　(契約期間)
(1)　本契約の期間は，本契約を締結し，かつ，会員がNPOに年会費を支払った日から１年間とする。
(2)　本契約は，その終了日の１カ月前までに会員またはNPOいずれの当事者からも相手方に対して契約を更新しない旨の書面による通知をしない場合には，同一の条件で更にさらに１年間延長されるものとし，以後も同様とする。
第10条　(契約の終了)
(1)　本契約は，以下の事由が生じた場合には，契約期間の途中であっても終了する。ただし，②③の場合において，利用者又は会員の親族が，当該利用者に係る本契約の会員となる旨申し出た場合においてNPOがこれを承諾した場合には，この限りでな

い。

① 利用者が死亡した場合

② 会員が死亡した場合

③ 会員が成年後見開始の審判を受けた場合

(2) 本契約が契約期間の中途において終了した場合であっても，NPOは年会費の一部を返還する義務を負わないものとする。

(3) 契約の終了後であっても，第４条の規定はなお効力を有する。

第11条 (解約事由)

(1) 会員またはNPOが次の各号の一に該当したときは，相手方はなんらの催告なく本契約を解約できる。

① 仮差押，仮処分，強制執行，競売等の申立を受けまたは手形交換所の不渡処分を受け，若しくは国税徴収法等の滞納処分を受け，または処分を受けるべき事由を生じたとき

② 支払停止の状態に陥り，または民事再生手続開始，会社更生手続開始，破産等の申立を受け，若しくは自らこれらの申立をしたとき

③ 合併によらず解散したとき

④ その他前各号に準ずる事態が生じ，またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第12条 (反社会勢力でないことの表明保証)

(1) 会員とNPOは，現在および将来において自己および自己の役員その他自己を実質的に支配する者が暴力団，暴力団員，暴力団関係者，暴力団関係企業，総会屋その他反社会的勢力ではないことを表明し保証する。

(2) 会員またはNPOが前条の表明・保証に違反した場合，相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。なお，当該解除により，解除された当事者に損害が生じても，相手方はその損害を賠償する責めを一切負わない。

第13条 (協議による解決，合意管轄)

(1) 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じたときは，会員とNPOが協議のうえ解決する。

(2) 本契約に関する紛争は，名古屋地方裁判所の専属管轄とする。

契約の証として本書２通を作成し，会員，利用者，NPOが記名押印のうえ，会員が１通，NPOが１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

会員　　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

利用者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

NPO　　岐阜県羽島市小熊町島二丁目１０２番地１
特定非営利活動法人Ｆｏｒｓｍｉｌｅ
代表者　理事長　　宇　野　恵　利　子　　印